

石綿障害予防規則

石綿則 条文	規制内容	対象作業							解体等以外の石綿取扱い作業	(10条②) 吹付石綿等の近傍での臨時作業	
		石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業									
		① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業	② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業	③ 去の作業 ①、②以外の建材の除	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め石綿等の切断等を伴う	囲い込みの作業注2			切断等を伴わない囲い込みの作業注2
3	事前調査／結果の揭示	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	作業の届出		○	○	○	○	○	○	○		
90 安衛則	計画の届出	○									
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○				○			
7	保温材等除去時の作業者以外立入禁止／表示						○		○		
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○	○
15	関係者以外の立入禁止／表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 20	石綿作業主任者の選任／職務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○	○		
33 34	喫煙等の禁止／揭示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	作業の記録注4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40 43	健康診断の実施／記録／報告注4.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。
 2 石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則第10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
 3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。
 4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。
 5 報告は定期に実施したのものに限る。